平成２３年（フ）第１１０４号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目１番５号
債務者　草野　由美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１３８号
福岡市東区多の津５丁目40番30号
債務者　南條小百合
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１４５号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目11番402号
債務者　平野　哲子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１８１号
福岡市早良区星の原団地31番303号
債務者　信國　浩司
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２５６号
福岡市南区大橋２丁目２番11―503号
債務者　坂本千恵美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２７４号
福岡市南区若久６丁目１番25号
債務者　坂元　澄子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３６９号
福岡県太宰府市大佐野３丁目13番１号ピーチカーサⅡ202号
債務者　藤本　大介
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３７０号
福岡県太宰府市大佐野３丁目13番１号ピーチカーサⅡ202号
債務者　藤本真由美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３９１号
福岡市城南区樋井川３丁目８番５－２号
債務者　森田　　茜
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３９８号
福岡市東区多の津５丁目44番１―805号
債務者　松井ひとみ（旧姓松元）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４０２号
福岡市城南区干隈２丁目44番17―402号
債務者　原　　桂子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４０９号
福岡市東区香椎駅前１丁目５番20―505号
債務者　鈴木　隆子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４１１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須75番地４
債務者　秋田　雪絵
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４２３号
福岡市東区御島崎２丁目３番３―505号
債務者　長澤　智仁
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４３６号
福岡市西区小戸４丁目29番45号
債務者　安達　和敏
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４４０号
福岡市西区大字周船寺159番地３
債務者　野上　孝男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４４１号
福岡市西区大字周船寺159番地３
債務者　野上亜矢子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部